

令和2年度第1回瀬戸内市総合教育会議 議事録

1 日時 令和2年8月19日(水)午後1時30分～3時30分

2 場所 瀬戸内市役所 大会議室

3 出席者

(1) 総合教育会議構成員

職名等		氏名
市長		武久 顕也
教育委員会	教育長	東南 信行
	委員	藤本 里絵
	委員	山本 正

淵本委員と井手委員は欠席

(2) その他

区分	所属	役職等	氏名
説明員	教育委員会	教育次長	藪井 慎吾
		総務学務課長	大原 克友
		総務学務課参事	松本 総
		社会教育課長	勝本 眞一
		公民館長	小林 裕治
		邑久学校給食調理場所長、牛窓学校給食調理場所長、長船学校給食調理場所長	森山 光晴
		図書館長	村上 岳

	こども・健康部	部長	難波 彰生	
		こども政策課長	浮田 行裕	
		こども政策課参事	松田 秀太郎	
		子育て支援課長	高原 恭子	
		健康づくり推進課長	的野 絹代	
		健康づくり推進課参事	江崎 八千代	
	文化観光部	部長	頓宮 忍	
		文化観光課長	岡 洋介	
		文化観光課参事	片岡 学	
	総務部	部長	岡田 誠	
	事務局	総務部	総務課長	山本 正樹
			総務課課長補佐	小玉 喜久

4 傍聴人数 0人

5 議事・議題（協議・調整事項）

- (1) 第2次瀬戸内市教育大綱の策定に当たっての現状と課題の分析について
- (2) その他

6 配布資料

- (1) 第2次瀬戸内市教育大綱の策定に当たっての現状と課題の分析

7 協議又は調整に係る事項及びこれに関する出席者の発言等

※瀬戸内市総合教育会議運営要領第3条の規定により、市長が会議の議長となり、議事進行を行う。

(議長)

まず、議題(1)「第2次瀬戸内市教育大綱の策定に当たっての現状と課題の分析について」、重点1から順に説明をしていただきます。委員の皆さまからの質疑及び意見の発言は、重点5まで説明が終わった後に一括してお願いします。

まず重点1について、説明をお願いします。

(説明員(教育委員会))

それでは重点1から修正点等を中心に説明をさせていただきます。

重点1の中で、現状の黒丸の3つ目になりますけれども、「小中学校では少人数指導、専科指導の実施や、特別な支援を必要とする子どもを対象とした特別支援学級を設置している。」と修正をしています。

次の「学校給食については、栄養のバランスのとれた給食を提供している。」ということで変更はありませんが、邑久学校給食調理場は平成30年4月から、長船学校給食調理場は令和元年8月から、調理業務等を民間に委託しています。業務委託後の給食についても、児童、生徒、先生方へのアンケートでは、以前と変わらない、以前と同様においしいとの意見をいただいています。

課題に移りまして黒丸の2つ目、「計画的に学校施設の改修工事を進め、学習環境の整備、学習機器の充実を図る。」ということで、ここについては変更ありません。

それからその次、「教職員用、児童生徒用端末の有効な活用方法の検討が必要である。」ということを追加させていただいています。少し具体的に説明させていただきますと、平成29年3月に学校施設長寿命化計画を策定しておりまして、この計画に沿って大規模改修を進めています。計画については、5年ごとに見直しをすることになっています。そのほか、トイレの洋式化や乾式化を進めることや、体育館の照明のLED化を進める必要があります。また、国のGIGAスクール構想の前倒しに伴い、

今年度中に高速大容量のネットワーク整備や、児童生徒1人1台の端末整備、新型コロナウイルスによる休業等に対応する遠隔授業の対応を進めています。

食育については、生産者への感謝、食事の大切さ等を学ばせるため、給食時指導や授業等の回数を増やす必要がでてきています。

特別支援教育の充実については、学校園の教員が園児、児童、生徒の特性を共通理解し、どの教員も適切な支援を同じようにすることが求められてきています。

次に重点2に移りまして、現状の丸の4つ目になりますが、「全ての小中学校に地域学校協働本部を設置している。」ということで、ここは名称が変更となりまして、地域学校協働本部となっています。これにつきましては、平成29年度に全校に設置することができ、それぞれ学校単位で活動していただいています。年に1回又は2回推進員さんに集まっていただいて研修をしたり、活動を発表して他の学校にいいものを取り入れてもらったりといったことを進めています。

課題としましては特に変更ありませんが、就学前保育・教育について、就学につながるように接続期カリキュラムを検討し、改善を重ねるとともに、就学へ向けて育てていく幼児の姿を小学校、保育園と共有し、共通理解していくための機会や場をつくることが課題となっています。

次に重点3の現状の2つ目、「図書館では、多様な生涯学習のニーズに対応するため、書籍だけでなく、インターネット環境や放送大学の受信設備等を整備している。」ということと、次の3つ目、「公民館では、子どもから高齢者まで幅広い年齢層に、ワークショップなどを取り入れた体験講座など、多様な学習機会を提供している。」ということを追加しています。

課題としては、一番上を削除して、次に「市内の図書館や公民館を整備して地域の特色ある学習を展開しているが、個人の教養や趣味にとどまりがちである。市民がより地域社会に貢献しながら自己実現を図ることができるようにするため、公共性の高い幅広い学習機会の提供が必要である。」ということ、それから1つ飛ばしまして、「図書館や公民館からの学習情報だけでなく、地域の学習活動なども広く共有するた

め、市民の参画を得ながら情報発信を考える必要がある。」ということを追加して
ます。

次に重点4、こちらについては特に変更はありませんが、現状におきましては、
邑久スポーツ公園、邑久B&G、長船スポーツ公園、長船B&Gは、瀬戸内市体育協
会へ指定管理者として管理運営をお願いしている状況です。

課題につきましては、スポーツ活動を推進することについて、先ほど申し上げま
した邑久スポーツ公園や長船スポーツ公園の施設の老朽化が進んできていまして、改
修、修繕等が必要となってきました。

最後に、重点5につきましても、教育委員会の関係としては特に修正はしていま
せん。課題の方で少し説明させていただきますと、公民館での文化芸術活動について、
関心が少ない地域住民が、主体的に文化活動を行えるように支援し、その発表の場を
提供していくことが課題となっています。また、図書館で行っている郷土資料の展示
やその郷土資料を活用するために、市民やボランティアとの協働が必要となっていま
す。

教育委員会からは以上です。

(説明員 (こども・健康部))

それでは、こども・健康部関係の項目についてご説明させていただきます。

まず、重点1「確かな学力、豊かな心、健やかな体の子どもの育成」に関しては、
特に変更等していません。関連する項目としましては、「知・徳・体の基本をなす食
育の充実」について関連する施策としまして、子どもたちの健やかな体を育むための
「食」については、乳幼児の健康診査等の栄養相談や栄養教室等におきまして、栄養
バランスや朝食を摂取することの重要性など健全な食生活の実践について啓発する必
要があると考えており、地元食材を使用した食文化について伝承していくため、引き
続き、地域の栄養委員、保育園・幼稚園・学校等関係機関と連携して、食育の推進に
取り組むこととしています。

次に、重点2「子育て・保育・教育を通して子どもの成長を社会総がかりで支援」ですが、これにつきましては、「子育ての喜び、楽しさが感じられる子育て支援」、「就学前保育・教育と小学校教育を接続し学びの基礎力を育成（保・幼・小をつなぐ育ちと学びの共通カリキュラム）」、「家庭教育の充実のための支援」、「支援が必要な子どもへの適切な支援」、「関係機関の連携協力による子どもの健全育成」、子育て支援を行う地域ボランティア等との連携協力」という従前の大綱をそのままとしています。

現状と課題につきましては、赤字で修正させていただいていますが、「安心して子育てと仕事の両立ができるよう通常保育をはじめ、一時預かり事業、」の次に「病児・病後児保育事業」を入れさせていただいています。それから、「子育て家庭に対し、広報紙」の次に「やホームページなど様々な媒体」を入れさせていただいています。

課題のところでは、「保育の質と職員の専門性の向上。就学前教育・保育施設間交流を充実し、スムーズな小学校教育への接続を目指す。」としています。それから、「赤ちゃんからお年寄りまで全ての市民がかかわる「こどもひろば」により、外遊びを通じて人と人、人と地域がつながる場、みんなで子どもを育て、自らも育つ場づくりに取り組む。」こととしています。

これらを進めるために、保育園やこども園では、通常保育をはじめ、一時預かり事業等を実施し、保護者が安心して子育てと仕事の両立ができるよう園児の保育を行っています。

また、小学生が下校後、留守番家庭の子どもたちが、安全で楽しい生活が送れるように、放課後児童クラブを設置しています。

本年4月から邑久地区の待機児童解消のため、邑久中学校北側に邑久オアシスクラブが開所しました。また、ゆめクラブも1クラブ増え、利用しやすい体制づくりを進めています。現在では、16クラブ410人が放課後児童クラブを利用しています。

また、病児・病後児保育事業においては、現在、市民病院の南側にある市総合福

社センター内に、12月開所を目指し、病児施設を整備中です。利用定員は6人となっており、市内中心部に施設ができることで、利便性が向上するのではと期待しているところです。

課題としましては、保育の質と職員の専門性の向上としています。発達障害や発達の気になる園児がいることから、関わる保育士は対応に苦慮しています。

そういった保育士の専門性の向上のため、昨年度は福田保育園において、市内の教育・保育関係者を対象に14回、発達障害支援者研修会を実施し、延443人が支援の方法などについて学習しました。

今後も研修等を通じながら、就学前教育・保育施設間交流を充実させ、スムーズな小学校教育への接続を目指します。

それから、こどもひろばについて追加させていただいています。今年の3月に「みんなでつくる瀬戸内市のこどもひろば基本計画」を策定し、これに基づきこどもひろば推進事業を進めています。「外遊びを楽しむまち。瀬戸内市」を基本理念に、赤ちゃんからお年寄りまで全ての市民が外遊びを体験し、参加し、関わり、見守るまちを目指し、瀬戸内市全体が子どもの遊び場と位置付け、海や山をはじめとする自然・歴史・文化・観光・産業・農水産物・地域の社会資源などの豊富な魅力を活かした外遊びを通じて、こどもひろばを推進しています。8月14日と15日には、邑久スポーツ公園冒険の森で、夏のこどもひろば企画「水遊び&ウォータースライダー」を盛況のうちに開催しました。

現在、遊び道具を積載した、外遊びの楽しさを提案する「移動遊び場プレーカー」を9月中に導入するため、準備をしています。

また、外遊びに関することを普及するコーディネーター等を配置し、今後、市民を対象にした講演会やボランティア養成講座を開催し、関わる市民を増やしていきます。

子育てに関しては、ホームページやチラシなどを活用して、子どもの健康づくりに関する情報を提供するとともに、子育ての悩みや不安、子どもの成長や発達に応じ

た育児相談や親子教室などを実施し、地域の愛育委員、子育て支援センター・保育園・幼稚園・学校等関係機関と連携して、子育て家庭や子どもの成長・発達を支える取組を継続していきます。

こども・健康部としては、これらの施策等により、大綱の重点項目に取り組んでいきたいと考えています。

また、これに合わせて、現状と課題の欄の記載を朱書きのとおり一部修正させていただきたいと考えています。

以上です。

(説明員 (文化観光部))

重点5について、文化観光課からご説明させていただきます。

今年から文化観光課ができましたので、今までとは少し違った視点で、大綱及び現状と課題についてご提案させていただこうと思います。

まず、大綱の1つ目ですが、「豊かに残る文化財の計画的な保存・活用」としてきます。「文化財」という言葉ですが、市のいろんな資料では、「歴史文化資源」という言葉がよく使われています。どちらかという、この歴史文化資源という言葉には、既存の文化財の他に歴史上の人物や歴史文化を守り育てていく人みたいなものが含まれていますので、そのような言葉として今後扱っていただけたいと思っています。

続きまして、「公民館、博物館等における地域の歴史・文化・芸術に触れる機会の提供や学習機会の継続的な提供」ということで、歴史文化に限らず芸術も含めた触れる機会の提供の部分と、今までは継続的なという言葉が入っていなかったのですが、単発に終わらず、継続的にこういったことを行っていくことが大切ではないかと思っ、今回ご提案させていただこうと思います。

3つ目ですが、今までは、子どもたちが故郷を誇りに思うということにしていたが、子どもたちも含めまして一般の人たちにも広く歴史・文化・芸術を大切にしていただくために情報発信や学習支援をしていくということで、文言を変えるように提

案させていただこうと思います。

続いて現状の方ですが、今までの現状と課題を少し整理して、次のように提案させていただきます。

最初に、「豊かな自然とともに県内有数の文化財を有している。」ということです。県内有数の文化財というところが今回加わりました。ちなみに瀬戸内市は、県内でも3番目に多くの文化財を有している市になっています。

続いて、「博物館や美術館等において歴史・文化・芸術に触れる機会を提供している。」「公民館や図書館等において歴史・文化・芸術の学習機会を提供している。」ということです。今の時点でも、このような機会を提供しているという現状です。

「市民が主体的に歴史・文化・芸術に関する活動を進めている。」という現実もあります。

「文化財の保護・保存に対して支援を行っている。」ということ。これは主に補助金等を通して市からいろんな所へ支援を行っていますが、瀬戸内市は他の市に比べて補助金制度が充実しているということが現状です。

「学校への文化財の貸し出しや講師派遣等児童生徒の学習支援を行っている。」ということ、ここまでが現状です。

続いて課題ですが、まず、「地域毎に特徴ある歴史があり、数多くの文化財が引き継がれているが、地域人口の減少や高齢化、生活様式の変化等の社会状況の変化により、保存・継承が困難になっている。このため、計画的な保存・活用が必要となっている。」ということで、少子高齢化等が、歴史文化の保存活用にも大きく影響しているということが課題となっています。今、文化財保存活用地域計画というものを令和2年度から令和4年度にかけて3年間で策定する予定となっています。

続いて、「市民が地域資源の豊かさを実感できるように公民館や博物館等で歴史・文化・芸術の情報発信や触れる機会の提供、学習機会の提供等を継続的に行い、興味関心を高めることが必要となっている。」ということです。今までも、こういった機会の提供というものは行われていましたが、特に最初の文言の「市民が地域資源の豊

かさを実感できるように」というところをこれからより強調していけるように、こういった機会の提供を行っていく必要があると考えています。

次の「市民が主体となって歴史・文化の保存・活用や芸術文化活動が行えるように支援が必要となっている。」ということですが、先ほどの現状のところ、市民主体の活動も行われていると申し上げましたが、今後更に市民が主体となり、行政がそれを支える形でこういった歴史文化の保存活用が行われるようにしていく必要があるのではないかと考えています。

最後の「学校教育と連携して地域の優れた歴史・文化の効果的な学習機会を設け、地域を誇りに思う人づくりにつなげることが必要となっている。」ということですが、文化観光課としては、学校や教育委員会と緊密に連携をとって、できるだけ学校教育で使っていただけるような情報を提供していけたらいいなど、そしてそういったことが学校教育に反映されていく中で、子どもたちが地域を愛する子どもたちになっていくくれたらいいなど考えています。

以上です。

(議長)

はい、それでは、今説明をいただきましてけれども、ご意見がありましたらお願いします。

(委員)

瀬戸内市の教育大綱は、本当に重要なもので、今後5年間これに縛られて教育行政をやっていくわけですから、そのことを踏まえて、そして先ほどもお話がありましたが、基本的にはこれまでの方針を尊重してということですので、私も少し文言を直したらどうかというくらいで収めたいと思っています。

重点1は、文部科学省の政策目標というのを見ましたが、文部科学省は、「確かな学力の向上、豊かな心と健やかな体の育成と信頼される学校づくり」と表現してい

ます。瀬戸内市の場合は、これに追加があったり信頼される学校づくりが抜けたりしますが、瀬戸内市が、「確かな学力、豊かな心、健やかな体」これを押さえる教育活動をしていくなれば、それは必ず信頼される学校づくりにつながることで、私はこれでいいと思います。

少し検討していただきたいのは、大綱の一番上に「学力向上や生徒指導の充実のための学習環境の改善」という表現がありますが、これはそのまま読むと、力点が「環境の改善」というところにあると思われまます。実は、学力向上や生徒指導の充実のために、学校や子どもたちはすごく頑張っています。そういう意味では、「のための」を取って、そこに「と」を入れるだけでいいのではないかと思います。「学力向上や生徒指導の充実と学習環境の改善」とすれば、うまく収まると私は思いましたが、ご検討いただけたらと思います。

それから、これは直してほしいということではなくて、「教科の習熟度による」というところを削除していますけれど、私も習熟度にこだわる必要はないと思いますので、削除されたことに大賛成です。

それから、今から言うことは、この1ページだけに限らずこの後に全部つながること、検討していただきたいことなので、ちょっと言っておきます。ここに現状と課題とありますが、現状というのは、この中に現在の問題点も含めて記述されているものだと思います。だとすれば、課題は、問題を書くのではなくて、その問題点も含め、現状を踏まえて、問題意識をもってこれから取り組むべき事柄を書くものだと思います。「アサインメント」。我々のこれからの仕事という意味での課題と捉え、課題と問題というものは混同しやすいですが、ここを整理した方がいいと思います。1ページを例に挙げると、課題の一番上の場合には、「進める」と書いてありますし、二つ目は「充実を図る」と書いてありますし、下の3行は、「進める」、「進めていく」、「構築する」とあります。これはいいと思いますが、真ん中あたりの「検討が必要である」とか「提供していく必要がある」という表現は、後にもたくさんありますが、「だからどうするか」ということをここに書く必要があると思うので、「進める」とか「図

る」とか「構築する」に対応した表現で整えていただけたらいいのではないかという私の印象です。ご検討いただきたいと思います。

(議長)

この現状と課題と今後の方向性というものが計画を作るときには出てきますが、委員がおっしゃったように、課題の書き方というのは結構難しく、総合計画をつくるときには現状と課題を1つにまとめます。「現状はこうだけこういうことをやっていく必要がある」という形でまとめてしまって、何をやっていくのかということを経後の方向性として具体的に書いていくというもので、例えば「地場産物の使用に配慮した給食を提供していく必要がある」のだから「生産者と協力しながら計画的な栽培に取り組んでいく」とすればこれは今後の方向性になるので、そういった整理の仕方をしたらどうですかという、これはちゃぶ台返しみたいになってしまうので、言葉の整理をしっかりした方がいいと思います。

現状と課題に分けると、結構難しかったのではないかと思います。YESの部分とBUTの部分があるので、1つにまとめないと同じ事を2回書くようなことになって非常に読みにくくなる可能性があります。なるべく重複を避けながら、具体的にこういうことをやっていくという書き方に変えた方がいいと思いますが、事務局で検討してみてくださいと思います。

(委員)

ありがとうございます。実は、教育委員会は、この大綱のそれぞれについて自己評価をしています。自己評価をするときに、これが達成目標になるので、どこまでできたかということ絶対評価していきます。「必要がある」というのであれば、必要感を持っていればそれでいいということになってしまうので、そうではなくて、「進めていく」としてどこまで進んだのかということの評価していくことが、瀬戸内市の教育が前進していくことにつながると思います。検討の必要があると思います。

重点2ですが、地域学校協働本部を設置しているというこの現状があつて、コロナの関係で今はあまり活動できていない状況かもしれませんが、私が見させていただいた範囲では、教育委員会社会教育課を中心に本当によく頑張っておられて、地域の人たちもその気になっているということを見させていただきました。ですから、課題のところに、「地域の子どもは地域で育てる」という地域社会の教育力を高める。」という書き方をしていますが、例えば、「地域学校協働本部の活動を通して」といった文言が入ってもいいのではないかと思います。

重点3ですが、これも私が先ほどお話ししたことから言えば、4ページの下の方に「必要がある」という表現があるので、ここを思い切って「行う」とか「構築する」など「〇〇する」といった形で収めていただけたら、自己評価のときにもどこまで行ったかということで評価がしやすいので、検討していきたいところだと思います。

最後のページ、6ページ、7ページの重点5ですが、これについては、管轄が市長部局に移った部分もあるので、教育大綱に入れる内容として若干変わっていくのは当然だと思っています。ここには子どもたち、それから市民の学習に活用する方策など、教育大綱に入れるべきものを挙げていくということがいいと思います。そういったことで大きく直されていて、ご苦労があったのだろうと思います。

ここで思うのは、6ページの一番下のところに3行ほどありますが、私が先ほどお話ししたことで言えば、「地域毎に特徴ある歴史があり、数多くの文化財が引き継がれているが、地域人口の減少や高齢化、生活様式の変化等の社会状況の変化により、保存・継承が困難になっている。」とありますけれど、これは現状ではないかと思っています。ですので、これを現状に入れて、だからこの一番下の部分、これが課題だというのが私の見方です。だから、「計画的な保存・活用に積極的に取り組んでいく」といったことが、アサインメント、私たちの宿題、仕事、果たすべき事柄という意味です。

ついでに言わせていただくと、県内第3位というのをはじめて聞いて、うれしいと思いました。市長さんもよくシビックプライドということを言われますが、3位はす

ごいと思います。大きな市町村がある中で、3位はすごいと思いました。私たち市民にとって、瀬戸内市のそういった側面がよく見えるのは、市の広報紙の「瀬戸内発見伝」です。どなたが書かれているか分かりませんが、活字も昔に比べて大きくなって分かりやすく、あれで少しずつ知識が入っていきます。あれは使わない手はないと思いますので、これは冗談ですが、第3位をどこかで触れていただけたら嬉しいと思いました。

(議長)

全体の作り方について、事務局からどのような整理で作ったのか、まとめたのかといったことについて説明しておくことはありますか。

ざっと見ると、今回の整理は、現状のところは評価できる点、きちんとやれていることを現状に書いて、まだまだ取組が不十分なところを課題とするような整理をしているということでしょうか。

(事務局)

これにつきましては、平成27年度に第1次の教育大綱の策定をしたときの資料を基に、時間も経っていますので、今現在の最新の現状であるとか課題というものを各部署で記入してもらったものを総務課で取りまとめて、今日皆さんにお配りしたということです。

(議長)

それで結果的にこうなったということですね。現状の中でも自分たちを取り巻く外部の環境と、主体的にやっていますという内部の部分が混ざっていますよね。ですから両方含めて現状としてまとめるのであれば、順番としては自分たちを取り巻く外部の部分を先に書いて、大きなところを先に書いて、こういう状況だから我々はこんなことをやってきてこんな成果が出ていますということ、肯定的なところをまず書きま

す。その次に、しかしながらこういう部門は、まだまだこういうことをやっていかなければなりませんという課題の部分を書いて、最後に大綱に書くときには、現状と課題にまとめるという流れになるのではないかと思います。そしてこの後にこういうことをやっていきますということを付けていくわけですね。

(事務局)

大綱に最終的に残すのは、一番上の大綱(案)のところになります。ですから、今回お示しさせていただいた現状と課題については、大綱を作るための参考資料で、現状はどうなっているのか、課題として行政はどのように思っているのかということをお示しして、これを参考にさせていただいて最終的に教育大綱の重点1から重点5までの文言を協議していただくという形です。ですから、申し訳ございませんが、そこまで現状と課題については厳密に整理をしていないということです。

(議長)

ということは、教育大綱の重点1から5までの括弧「 」のところだけが文言で載るとのことですか。

(事務局)

そうなります。現状と課題のところについては、今後計画の中であるとか大綱の中に入ってくるものではないということで、現状をお知らせするために参考資料ということで書かせていただいたもので、これを基に上の大綱(案)を練っていただくという形です。

(議長)

大綱(案)の米印のところは残るとのことですね。

(事務局)

はい、そのとおりです。

(議長)

これは残るということですね。だから大綱(案)としてくくっている部分が生き残って、下は全部消えるということですね。

(事務局)

はい、現状と課題は協議をしていただくための参考というものです。

(議長)

ということであれば、余計に難しくなりますが、そうであるならば、現状と課題にきちんと沿った形でこの米印が並んでいるかどうか、そのあたりがきちんと構造的になっているかどうかを確認する必要があります。それはこれからやっていくということですか。

(事務局)

そのあたりを今日の会議の中で議論していただくということで、原則は大幅な改定ということではなくて、現状の大綱を尊重しつつ今現在の状況からしてこういったものに変えた方がよいのではないかとといった議論をしていただくという形を事務局は考えています。ですから、現状と課題を見ていただいて、それなら大綱の方は文言を若干修正した方がいいのではないかとか、そのあたりの議論をしていただく場であると事務局では考えています。

各部署の考えとしては、重点の1から4については、現状と課題についてはいろいろと変更点がありますが、教育大綱の部分について変更するほどのものではないという考えでまとめていただいて、重点5については、機構改革もあって市長部局に文化

観光の部署が移ったということで、そういった視点も変わったということで、現状と課題から大綱（案）までこのような修正をしてはどうかということで案として出させていただいているというものです。

（議長）

ということは、今回変更の協議をお願いしたい部分は、大綱案の重点5だけということですか。

（事務局）

そうではなくて、この現状と課題を見ていただいて、委員さんが例えば重点1の部分も直した方がいいということがあれば協議をしていただくということです。

（議長）

もちろんそうですが、事務局から出しているのは、重点5を変更しているということですね。

（事務局）

はい、そうです。

（議長）

でも欲を言うと、大綱の米印を残す以上は、それができているのであれば残す必要はないので、更にこういうことをやっていかななくてはいけないというテーマがあるから大綱の米印を残すわけで、米印に残している内容が課題のところにきちんと書かれていないと、あまり意味がないということがどうしても残ってしまいます。この米印のところを見て「きちんとやっています」でいくのであれば、大綱自体概ねできているのであれば、もっと違う内容の大綱に変えていった方がいいのではないかという話

になると思います。

全体的に言えることですが、計画を作る文章というのは、全部が構造で成り立っていないといけないということを意識しながらやっていかないと、同じことを何回も書いたり、逆に書いたりということになってしまうので、目的と手段の関係で言葉と言葉をつなぎ合わせて整理して考えないと、単なる言葉並べになってしまうので、計画にはならないということになります。今回に限らず、そういう問題意識を持って今日おられる管理職級の皆さんは文章のチェックをしていただきたいと思います。

(委員)

私から1点いいですか。今初めて聞いたといいますか、大綱のところだけが出るということで、私は全体を読んで、大綱の中に触れられていることが、現状に記載されているようなことで、それをやることで具現化されていくという見方でいたので、更に頑張るのが課題だろうという形で見えていたので、大綱のところだけということになると、時代が変わっているわけだから、ちょっと付け加えたい表現もあるかなとったりします。

例えば、ICT環境というのが重点1にあります。皆さんご存じでしょうけども、GIGAスクール構想ということで、国も本気になって生徒一人ひとりに端末を渡すという時代がやってきました。ですから6年前だったらこれでいいかもしれないけれど、やはりGIGAスクール構想というのはここに入ってくるだろうと思うし、教育委員会もすごくたくさんのお金をいただいて体制づくりをやっているところですから、これについては触れる必要があると思いました。

それから重点2であれば、全体を見ていたからそれでもいいと思っていましたが、大綱のところだけになるのだったら、その大綱のところには地域学校協働本部とかこどもひろばが入ってくるのではないかと思います。こどもひろばは市長さん中心に頑張ってくださいって、総合教育会議でも昨年度挙げられたことですが、実際にこれができて、いよいよ活用できるということを思ったので、現状と課題が目には触れないのであ

れば、新たな取組を始めた地域学校協働本部やこどもひろばというものについて、具体的に活動を充実させていくということに触れた方がいいのではないかと思います。

他にもいろいろとあると思うので、そういう目で検討していただけたらと思います。繰り返しますが、大綱の部分しか市民のレベルでは見ることができないということになるのであれば、このベースを作った6年前とは今は違うということ踏まえて、新しい表現を取り入れた方がいいと思いました。

以上です。

(議長)

はい、ありがとうございます。

GIGAスクール構想は、教育委員会からの説明で触れてはいただきましたけれど、ICT環境ということだけでとどめてしまうか、もう少し幅広く文言を入れるか、検討してみてもらったらいいと思います。

それからこどもひろばについては、大綱の米印で言うと「関係機関の連携協力による子どもの健全育成」と「子育て支援を行う地域ボランティア等との連携協力」に該当する感じにはなるのですが、米印に入れてもいいのではないかと思いますので、検討してみてください。

重点2の米印にある「家庭教育の充実のための支援」という文言が残っていますが、これは更に何をやっていかなければならないという問題意識でしょうか。

(説明員 (教育委員会))

家庭教育学級を幼稚園でしていますが、それと同時に親プロに力を入れています。家庭の教育力を高めるために親の学習機会の提供も必要と考えており、親に理解していただくということに力を入れていきたいと考えています。

(議長)

なるほど。そういうことを課題に書いていただいとよかったですね。要は、親の教育力とか親の力を高めていくということが引き続き必要だという問題意識でこの米印が残っているということだったら、ここに書いた文章が計画を作る準備作業の資料として意味があるものになってくると思います。

(委員)

重点3ですが、全体を見たときに、米印のところが分かりにくいと思います。下にいろいろ書いてあるのですが、それをもう少し上の方に入れることはできないかという気はします。「安全・安心して学習できる生涯学習施設の整備」というのは、インターネットとかそういうことを言われているのかなと思うのですが、ここに関して興味を引きづらいというか、どういうことを言っているのかが分かりづらいなと思いました。

(議長)

どなたか、どうぞ。図書館長と公民館長ですか。

(説明員 (教育委員会))

はい、すみません。図書館の前に公民館から一言。

「安全・安心して学習できる生涯学習施設の整備」ということですが、今年から牛窓町公民館の耐震、それから次年度には中央公民館の外壁工事等予定していますので、それらを含んだこととして考えています。

(説明員 (教育委員会))

「安全・安心して学習できる生涯学習施設の整備」については、施設的な側面を意識して書いたものと認識しています。公民館の説明もありましたが、図書館も長船の図書館の移転問題等もありますので、そういう施設的なものを意識した文言だと思います。

ますが、おっしゃるように現状と課題の中に具体的な説明がありません。現状と課題を踏まえた大綱になっていないということですので、検討の余地があると思いました。

(議長)

作業の振り方として、今更ですが、米印ごとに現状と課題を記入してくださいと振っていたら、それぞれの確な記述が出てきて、それでいいか悪いかということが判断できたかもしれないですね。

図書館長が言ってくれたように、生涯学習施設の整備の「安全・安心して学習できる」というところは、長船の公民館をこれから動かしたり公民館の外壁改修をしたりと、いろいろと老朽化しているものもあるので、大綱としてはあればいいと思いますが、どういう問題意識で書いているのかということが分からないというところはご指摘のとおりだと思います。

この部分については、図書館ができる前につくったものでほったらかしにしているということではないですよ。

(委員)

重点3について、先ほど委員からご指摘のあった「安全・安心して学習できる」というのは、例えば学習ニーズにこたえられる施設であるかどうかという観点も必要であると思います。要するに安全・安心だけの話ではなくて、そういう施設の整備をどのように進めていくのかという観点、課題、意識のようなものが入っているかということが大切だと思います。

また、ここに出てきているものでとても大事なものは、市民の皆さんが生きがいを持って学習ができるということ、市民活動としてまちづくりにかかわっていくということの意識や活動を作っていく、そのための学習機会の提供といったことの指摘が下の方に書いてあると思いますが、そのようなことを大綱の中でどのように表現していくかということが、一つの大きな課題となっているのではないかと思います。

私は、教育大綱は市全体の教育をどのように進めていくのかということの一つの指針を示していると思ったので、網羅的な表現や米印のような表現であったりするのかなと思っていますし、米印のところが現状として早急に取り組まなければならないというものだけが挙がっているのではないと思っています。そういう点では、課題認識であるとかこれから何をしていかなければならないのかということが表現しづらいものになっていると思いましたが、そのあたりをどのようにしていくのかということも含めて検討していかなければならないと思っています。

(議長)

重点2のところ、今城をこども園にするのはどこで読み取るのでしょうか。

(説明員 (こども・健康部))

米印の2番目ですかね。

(議長)

「就学前保育・教育と小学校教育を接続し学びの基礎力を育成」というところですか。

(委員)

本来から言えば、重点1の方に入るべき課題ではないかと私は見ました。どちらかといえば重点2は、地域全体で子どもを育てる環境であるとか子どもが育つ環境を作っていきたいということが訴えられている部分で、就学前の教育であるとか幼児保育と義務教育をどのようにつないでいくのかという課題については、どちらかといえば重点1に入る部分ではないかなと思います。

(議長)

重点1は見る限り教育委員会ど真ん中という感じなので、教育委員会以外が入り込む余地がないように思いますが。重点1にこども園をはじめとした就学前教育などをもう少し加味していくような感じで仕上げてはどうかということでしょうか。

(委員)

そうですね。

(議長)

それではこれは教育委員会が持ち帰って仕上げていただけたらいいと思います。

あと、待機児童問題などは教育大綱に全く関係しないわけではないですか。これからもうちよつと保育園をつくっていかないといけないと思っていますが。

(説明員 (こども・健康部))

全く関係ないことはないと思いますが、教育大綱の方向性としてどうなのかというところはあと思っています。

(議長)

親に仕事ができるようにしてあげるという側面はもちろんあるのですが、教育的な観点、教育大綱としては今まであまり意識はしていないと思います。待機児童の解消というのは教育大綱的に見て必要なことですか。

(委員)

それは入れるか入れないかだけの話だと思います。もしそれを入れるとしたら、子どもを育てる環境を整備しましょうということですので、重点2に入ると思います。

(議長)

「支援が必要な子どもへの適切な支援」というのは、これは発達障害とかそっちの支援で書いているということですよ。だけれども、保育が必要、保育に欠ける人たちへの支援というか、発達障害だけに着目したものからもう少し広がっていったらいですか。

(委員)

発達障害に関するものは、重点1の中の5番目の米印「特別支援教育の充実」で言われている部分だと思うので、先ほどの「支援が必要な子ども」というのは、例えば母子家庭の子どもたちの育ちを保障していくといったことだと思うので、入れるとしたら重点2だと思います。

(議長)

子育て支援課長どうですか。

(説明員 (こども・健康部))

「支援が必要な子どもへの適切な支援」というのは、保育園などにおいて発達障害がある子どもたちへの支援という認識です。そのために、部長が説明しましたが、発達障害の子どもを支援する職員の研修などを行ったということです。

(議長)

後追いになる部分はあると思いますが、今それぞれの課で取り組んでやっていこうと思っていることがきちんと明文化されて、整合性がとれているという状態をつくっておくことが外に対して説明する上で大切な観点だと思うので、「一生懸命やっているけどもここに何も書いていない」と言われないようにしておいた方がいいと思います。そして、それで言うならば、臨床心理士をこれから採用していくというような話をしていますが、それはこの中で力を入れてやっていくということでいいですか。

(説明員 (こども・健康部))

今回うちの方で考えさせていただいていたのが、教育大綱ということで、別に計画をもっているものについてはそちらの計画に載っていますので、教育大綱として必要なものかどうかということで検討しています。ですから、臨床心理士等については入れることは考えていませんでした。

(議長)

臨床心理士は、引きこもりの支援ということで挙げていると思いますが、引きこもりの支援というのは確かに福祉的な役割もある一方で、教育的な側面をどう捉えて考えていくかということも重要だと思います。中学を卒業した後糸が切れた状態になってしまうところをどうつないでいくかといったことはすごく大事なところで、例えば適応指導教室で中学校まで見て、そのあと高校になったら手が離れてしまって、高校に行かない子どもたちはまた引きこもりに入っていくというところなど、なかなか制度の隙間で支援策が全然ない状態です。福祉の側面はあるけれど、教育的な観点でいくと、教育大綱の中にこれはいるのでしょうか、いないのでしょうか。

こども・健康部は何か位置付けてやっていくことにはなると思います。

生涯学習といったような観点では引きこもりの問題というのはどう位置付けられるのでしょうか。本人の自由ということでしょうか。

(説明員 (こども・健康部))

今日福祉部は来ていませんが、引きこもりの問題に関しては、今年度地域福祉計画が改定になります。昨年まで私が福祉課長だったのですが、地域福祉計画の中で引きこもりの問題については取り上げようと考えていました。教育的な側面というのも引きこもりにはあると思いますが、大綱の中に重点項目として挙げるかどうかという必要性については、ご判断いただければと思います。先ほど部長も言いましたように別

の計画で挙がると思います。

(議長)

ちょっと教育委員会で最終的な検討をしてもらえれば良いと思いますが、学校の不登校から始まってそれが引きこもりへとつながっていく流れを、福祉で受け止めるといってももちろん必要でしょうけれども、引きこもりになることが悪だとは言えないけれども、いろんな思いを持っている引きこもりの方がいらっしゃるの、そこをどのように教育の中で捉えてやっていくかということは、これから力を入れてやっていくところでもあると思います。

(委員)

全く無関係ではなくて、青少年の健全育成という社会教育の面と学校教育からのつながりという面でもとらえていく必要があるのではないかと思います。それをこの大綱の中でどのように位置付けていくかということについては、現状の表現の中には含まれていないので、そのあたりを課題に入れ込んでいくとともに重点項目として入れていくことはできると思います。

(議長)

教育長は適応指導教室にお勤めだったということもあるので、そのあたりを見ていただいて、もし必要があれば、重点項目に入れることについて検討していただきたいと思います。

(委員)

今城のこども園のお話が出て、これはどこに入るのかということですが、このような取組を市として頑張っているわけですから、裳掛のこども園のこともありましたけれど、私は東南教育長が言われたように堂々と重点1に入れられる内容だと思

いました。なぜかという、適正規模で子どもの教育を行うということは、重点1の目標を達成していくために大切なことなので、私は今城の幼稚園に行ったこともありますが、隣の保育園がとても大きくて、そういうこともあって適正規模というものが大切であると思いました。これはこども園に限らず、例えば牛窓地区は、修学旅行を合同で行っているということをご存じでしたか。修学旅行の活動というのは、教育課程の中に位置付けられている旅行的行事ということで大変大切なところなのですが、規模が小さい学校は、それで当初の目標を達成することができるかという、なかなか難しいところがあります。これを合同でやる、フェデレーションという概念でくられるそうですが、学校が連合をつくって一緒にやっていくということで、実は修学旅行は、行った2泊3日だけが大切なのではなくて、事前の活動と事後の活動がとても大切です。ですから、長期にわたって時間を使って子どもたちが主体的に問題解決しながら行くということが、昔の先生に連れて行ってもらうという旅行的行事と全く違うので、牛窓地区はみんなで行くというやり方で克服しようとしている。例えばこういったこともこども園をつくっていくことも同じようなことで、適正規模の教育環境を用意するという市の責任としてやっていることなので、重点1に入れられる内容だろうと思いました。

(議長)

重点5が大幅に変わっていますけれど、重点5の関係者が忙しい中来てくれていますので、市長部局に変わったばかりなので、教育委員さんからしっかりご意見をいただいていた方がいいと思います。

(委員)

確かに教育委員会から市長部局へ移管しましたが、子どもたちが学ぶ内容や大人の学習は、文化的なもの、文化財、要するにまちの資源も含めて学習していくということが大切だと思いますので、市民の方の認知に至るための学習ということと、それら

を大切に守り育てていくという学習を教育委員会は担っていくべきだと思っています。

市長部局の文化観光部においては、まちづくりという観点でそれらをどのように活用していくのかということで市民の活動を巻き込んだ取組にしていくということが重点5の中でうたわれるべき内容になってくるのではないかと思います。

そういう2面的なものをこの中で表現していくことによって、それらが別個のもので取り扱われるのではなく、一体的に取り組んでいくべき内容だという捉え方になってくると思います。他の市町によっては、文化、文化財の部分が市長部局に移ったけれど結局やりにくくなってまた教育委員会に戻っているというところも無きにしもあらずですが、そのような失敗にならないためには、そういう意識を教育大綱の中にもきちんと位置付けてうたっていくということが大切だと思っています。これは大人の学習も含めて、子どもの教育にどうつなげていくかということも含めて、考えていくべき課題だと思います。そういう観点で、重点5を見ていきたいと思っています。

(説明員 (文化観光部))

先ほど委員さんがおっしゃった視点の部分ですが、教育大綱ですから私どもの作り方として、できるだけ生涯学習の視点に立ったものの考え方で、歴史、文化、活動、そういったものを表現していこうと考えて文章を作っています。ただ、教育長さんがおっしゃったように、活用という部分については、どうしても観光的視点が入ってくる表現にならざるを得ない部分が多々出てきますので、なるべくそういうところは割愛したつもりではいますが、教育大綱の表現として観光利用のようなものもある程度含んだ形が許容されるのであれば、活用の部分についてはそういうものも表現として加えさせていただくことは可能だと思っています。

(議長)

文言はまた精査できるのであれば一緒に考えてもらえればいいと思います。

それから、ここから派生するもので、端的な例で申し上げますと、子どもたちが美術

館や博物館、長島ハンセン病療養所へ見学に行くためのバス代はどこが予算をもつのでしょうか。

(説明員 (教育委員会))

昨年度補正で社会教育課がとりました。今年度は、文化観光課に移管されましたので、そちらの費用については文化観光課になっています。

(議長)

ということですが、知っていますか。

(説明員 (文化観光部))

知っています。知っているといえますか、文化振興の部分についていた予算ですので私どもで引き受けますが、本来学校行事である以上、学校関係のところとするのが正当だと思っています。ただ現状として予算がこちらに移管された時点で、そういう予算の付き方だったので、致し方ないと考えています。

(議長)

文化観光部だったら、学校が何年生を対象に何人くらいどの時期で行くかといった計画が立てられないから、どれくらい予算見積もればいいのかということが多分出てこない。美術館、博物館、ハンセン病療養所とあって、それをどのように回していくかということもある程度教育委員会で議論していただかないと、バス代も付けることができないですね。

(説明員 (文化観光部))

予算の件に関しては、教育大綱とあまり直接関係がないので、ここで議論すべきではないと思いますが、予算の取り方については、私どものところで必要があれば

とりますし、学校からこういった要望があつてうちの方でとってほしいという要望があれば、例えば博物館、美術館の来館者の増加等、振興の部分でとれなくはないと思います。ただ、学校教育の課程の中で授業の一環としてされるものであるでしょうから、その中で本来は予算化されるべきものだと思います。

(議長)

去年は山鳥毛の一時里帰りということで、博物館に来ていただきたいという思いから博物館費で取ったけれども、本来は教育委員会として児童生徒を行かせたいというところから始まって、学校教育の方で取った方がいいのではないかという気もします。博物館費でとるのであれば、市内の子どもたちだけを対象にするわけではないので、もっと幅広く裾野を広げていくのであれば、岡山とか備前の子とかそうした子たちも博物館に来てくださいという予算の取り方も出てくるわけですね。

(説明員 (文化観光部))

予算の取り方の話ですが、課外学習というか校外学習の一環として予算を取られることだと思いますので、そうであるならば、受け入れ側の施設が予算計上するのではなくて、学校側が授業の一環として予算取りをするのが通常の形式だと認識しています。

(議長)

関係がないようで関係があるので、教育大綱に書く以上は誰がやるのかということ、そこに落としていかないと全く意味のない教育大綱になりかねないので。

今回の中期財政には来年度子どもたちを博物館、美術館、ハンセン病療養所に行かせる予算は多分どこも上げていないですね。教育委員会も上げていないですね。だから子どもたちは行けないですね。

(委員)

学校経営をした経験から言うと、お金をいただきに行くときに、教育委員会にお願いするのは気が楽です。こういう学校行事をしたいので、ということで。でも他の部署に頭を下げに行くのは、平身低頭します。おっしゃるとおり筋としてそうだと思います。これを教育委員会の方に移していただければ、学校経営上もスムーズにいくと思いました。

(議長)

校長会との調整とかあると思います。ただ、中期財政、来年度の予算に上げるつもりになっていないと校長会の調整もできないと思います。せつかく重点5にこういうものがあるわけですから、どんどん触れていく機会を確保するためにも、教育委員会で上げてもらった方がいいでしょうか、総務学務課長。

(説明員 (教育委員会))

去年の経緯というものが全然分かってはいませんが、そういうことがスムーズになるのであれば、中期財政には上げてないですけど、よろしくをお願いします。

(説明員 (文化観光部))

1点すみません、よろしいでしょうか。重点5のところ、「歴史・文化の保存・継承と活用の推進」となっていて、この中で文化活動については公民館とか図書館とかでもやっていると思います。そういうものを米印の上から3つ目のところに「公民館、博物館等における」という表現にさせていただいています。これは、教育大綱であるので、教育委員会からの視点と文化観光部からの視点を合わせてこのような表現をさせていただいていますが、私どもがここを書き上げるについてちょっとはばかなという思いを抱きながらこのような表現にさせていただきましたが、こういうところはよろしいのでしょうか。例えば「歴史・文化の保存・継承と活用の推進」という

重点5を文化観光部で所管すると仮定した場合、関係する公民館、図書館というところは私どもの所管ではないですけど、このような表現をさせていただくことは無理ではないですか。

(議長)

教育委員会の関係の方々、特に問題がなければいいですが。

(説明員 (教育委員会))

当然公民館、図書館の関係で文化振興という側面もありますので、表現についてはもう1回確認して調整させてもらえればと思います。特に問題はないと思います。

(説明員 (文化観光部))

分かりました。ありがとうございます。

(委員)

さっきの話に戻ってしまうので申し訳ないのですが、重点2のところではきこもりのお話をされていたときに見ていて思ったのが、米印の3つ目の「家庭教育の充実のための支援」のことを次のページの上の黒丸のところで、「悩みや不安を抱えた家庭の孤立防止や、家庭教育の支援」と書いていると思います。さっきの「支援が必要な子どもへの適切な支援」のところもちょっと分かりにくかったのですが、「家庭教育の充実のための支援」というのも、ちょっとぱっと見分かりにくいですね。これに黒丸の説明がついているから引きこもりもここに入るのかなと思いながら見ていたのですが、もう少し文章を長くするなりして「家庭教育の充実のための支援」というものをぱっと見た感じどういふことをするのかということが分かるような表現にしてもらいたいと思いました。

(議長)

「充実」という言葉は使い勝手はいいけどこれぐらい分かりにくいものではなくて、「どのように充実するのですか」というところがもうちょっと見えた方がいいかなと思います。何をもって充実というのかというところがもっと掘り下げられると、仕事をするときにもやりやすいかなと思います。

あと、皆さん方で何か「ここはどうなっているのか」とかそういうものがあれば、教育委員会の皆さんとこうして交わる機会はあまりないので、今の文化観光部長みたいな振り方もありかなと思います。

(説明員 (文化観光部))

重点2の2つ目の、「就学前保育・教育と小学校教育を接続し学びの基礎力を育成」というところですが、重点2のところ为先ほど教育長がおっしゃられた、地域全体での教育力と考えたときに、この2つ目はどちらかという重点1の方の学校等での教育に関係するのかなと思って、ここの項目だけが、少し浮いているような気がします。

(議長)

何かありますか。

(委員)

私も先ほどそのようにお話をしたと思いますが、子どもたちの学びの中で、就学前だから、それから義務教育に入ったからということだけではなくて、そういう段階の子どもたちを地域の中で育てていくという観点をここでは言いたいのだと思います。

例えば小1プログラムみたいなものをなだらかにするにはどうしたらいいのかなということで、カリキュラム的なことについては重点1だと思いますが、例えば子どもの学びを支える親であるとか、地域の方の協力であるとかという観点で言うのであれば、先ほどあった地域学校協働活動に関して言えば、小中学校にはあるけれど幼稚

園にはないですね。保育園にも当然ないと思いますが、このあたりの考え方をつくっていくという観点があるのならば、この表現ではまずいと思いますが、重点2の中にもそのような意識を地域の方々にも持っていただいて、それらをスムーズに進めていくための支援、地域づくりはどのようにあったらいいのかというような観点で考えていただけるような内容も含まれると、とてもありがたいなと思います。

(議長)

ちょっと調整をしたらいいのではないかと思いますので、持ち帰っていただけたらと思います。

私から最後に、新型コロナ対策の「コ」の字も出てこないけれど、これは教育大綱には特にいらないのでしょうか。

(委員)

それは思っていました、どう入れるかというところが非常に。

(議長)

感染症対策は教育ではない。これだけ大きな影響を受けているけれど。来年も今年みたいに全部やめてしまうような風潮で行き続けるというのは、教育上非常に問題があるのではないかと思います。どんな方針で行くのか。

(委員)

私の記憶では、毎年のものをつくっていますよね。瀬戸内市の教育とか。教育委員会議に出たときの私の記憶では、これは「令和2年度の瀬戸内市の教育」というものですが、例えば今年の教育をどうするかというところには、入っていますよね。入れました。それは大きく入れました。今後、来年からの5年間くらいになりますかね。再来年からですか、今話をしているものは。

(議長)

来年度、令和3年度からです。

(委員)

だから毎年のものには入れているけれど、今後コロナが5年間続き、そのことで学校教育が対処しなければいけないと理解するのであれば、コロナを入れないといけないことですが、ありがたいことに終息をすると見通すならば、あえて入れる必要はないのかなと、そこが微妙なところだと私も思っています。どう考えますか。大綱に入れるとなると、今後5年間そのことについてはやっていくと。感染症だから、コロナに限らず続くわけだから、そのことでの命の大切さだとかいろいろなことを書いていますよね、これは。そういうことです。どうするかですね。

(議長)

こども・健康部長、どうしますか。

(説明員 (こども・健康部))

教育大綱に入れるものかどうか。ウィズコロナくらいでしょうか。ただ、ワクチンもだんだん開発されてきているという状況もあるので、ちょっと来年のことは分からないので、どうするかというのはなかなか判断が難しいです。

(議長)

でもなかなか効果が長続きしないとも言いますしね。分からないね。

(委員)

教育大綱には前文がありませんでしたかね。教育大綱を説明した前文が多分あると思いますが、文化的な活動を行っていくにも学校教育的な活動を行っていくにも社会参加を目的とするような生涯学習とか文化活動に関してもウィズコロナになってくるので、それぞれの重点の中のどこかに入れるというのはとても難しいなど今思ったのですが、前文があるのならばその前文のところで、感染症も含めて人々が幸せに暮らせるためのお互いの距離感であるとか、ソーシャルディスタンスであるとかも含めて表現をしていくのならば、可能かなと思いました。

(議長)

基本方針みたいなものが教育大綱にも入るとのことですか。

(事務局)

教育大綱のつくりとして、「はじめに」ということで市長からの挨拶文といいますか「教育大綱についてはこういうことで教育行政を推進していきます」というもの、それから教育大綱の「策定の目的」、「大綱の位置付け」、それから計画の「期間」があって、その後に関の重点1から5までを記載しているということですので、特に前文というようなものは今の教育大綱の中にはないです。

(議長)

どうしますかね。教育的な観点としたら、コロナであったりとか災害であったりとかいろいろな状況が想定されていくわけで、そのときに、学びたいという気持ちだったりとか或いは何か体験をさせるとか、そのような機会を失わないようにしながら感染症と付き合っていくという姿勢というのがとても大事なところだと思います。そういう学ぶ権利とかそういうものを保障していくということが全てのあらゆる活動において重要だということは、教育的な観点からしっかり柱として持っておくことが大事だと思っていました。でないと、感染症対策優先であれば全部やめるということにな

って何もできないということになるので。こどもひろばもできなくなります。今のままだったら。

感染症対策はきっちりやりますということで対局のものがあるので、学ぶ権利などを守っていくという柱を持つというのは、今だからこそ大事だと思いますが。

結論は今出ないのなら教育委員会を中心に検討してもらって、柱として立ててもおかしいことではないと思いますので、学ぶ権利の保障だったりとか、1つ重点を入れるということもおかしなことではないし、全てにおいて共通して言えることだからということどこかで触れておくということができるのであればそれもありませんし、触れるところがないのであれば。

(委員)

防災教育と抱き合わせにすれば入れることは可能だと思います。1に。

(議長)

1に。重点1の方へですか。

(委員)

重点1に。

(議長)

重点1の方へね。

(委員)

重点1に安全教育だとかそういう領域があります。人権教育だとかそういうものと同じような位置付けで。だから安全教育の中に入れることができる。これは、校内安全と校外での安全の両方を含んでいます。やることになっているし、やっています。

この中に感染症についての理解だとか対処だとかを伝えていくことはできるし、それから災害も多いので、併せて防災教育、そういうものを深めていく。だから、入れられないことはないです。入れるとしたら1ですよね。

(委員)

子どもたちに関して言えばですね。大人をどこに入れていくのか。重点3のところに入れていくのかどうか。表現的にはかなり共通してくる部分が出てくると思います。それを前の「はじめに」のところとか「策定の目的」というようなところに入れるかどうかというところだと思います。共通する部分については。

(議長)

人権教育の観点も出てくるじゃないですか。例えばどこかの学校で出たと。それで住めなくなったりとか。それは子どもだけではなくて大人に対する人権侵害などもいろいろなところで出てきたりしますよね。「人権教育の推進」という言葉は重点1にはありますが。

(委員)

どういうものが含まれているかというところが下のところで出てきてなければいけないのであれば、そういうものも含めて入れていくということですね。

(議長)

コロナの「コ」の字はどこかに入れておく方向で、どこに入れるのが一番ふさわしいかというのをちょっと検討していただいてもいいですかね。

それでは他によろしいですか。では、特にないようですので、以上とさせていただきます。